

現場技術業務委託 共通仕様書 新旧対照表

新（改定後）	旧（改定前）
<p style="text-align: center;">現場技術業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 適用範囲 <略></p> <p>第2条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。 1～29 <略></p> <p>30. 「連絡」とは、監督職員と受注者の間で、契約書第15条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>31. 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p>32. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、記名（署名又は、押印捺印を含む）したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。緊急を要する場合は、電信、ファクシミリ及び電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。</p> <p>33. 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件の疑義を正すことをいう。</p> <p>34. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が業務の完了を確認することをいう。</p> <p>35. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。</p> <p>36. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>37. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p>第3条～第16条 <略></p> <p>第17条 受注者の賠償責任等 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第24条に規定する一般的損害、契約書第25条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合。</p> <p>(2) 契約書第35条に規定する契約不適合責任として請求された場合</p> <p>(3-2) 受注者の責により損害が生じた場合。</p> <p>第18条～第25条<略></p>	<p style="text-align: center;">現場技術業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 適用範囲 <略></p> <p>第2条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。 1～29 <略></p> <p>30. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は、捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、電信、ファクシミリ及び電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。</p> <p>31. 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件の疑義を正すことをいう。</p> <p>32. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が業務の完了を確認することをいう。</p> <p>33. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。</p> <p>34. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>35. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p>第3条～第16条 <略></p> <p>第17条 受注者の賠償責任 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第25条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合。</p> <p>(2) 受注者の責により損害が生じた場合。</p> <p>第18条～第25条<略></p>